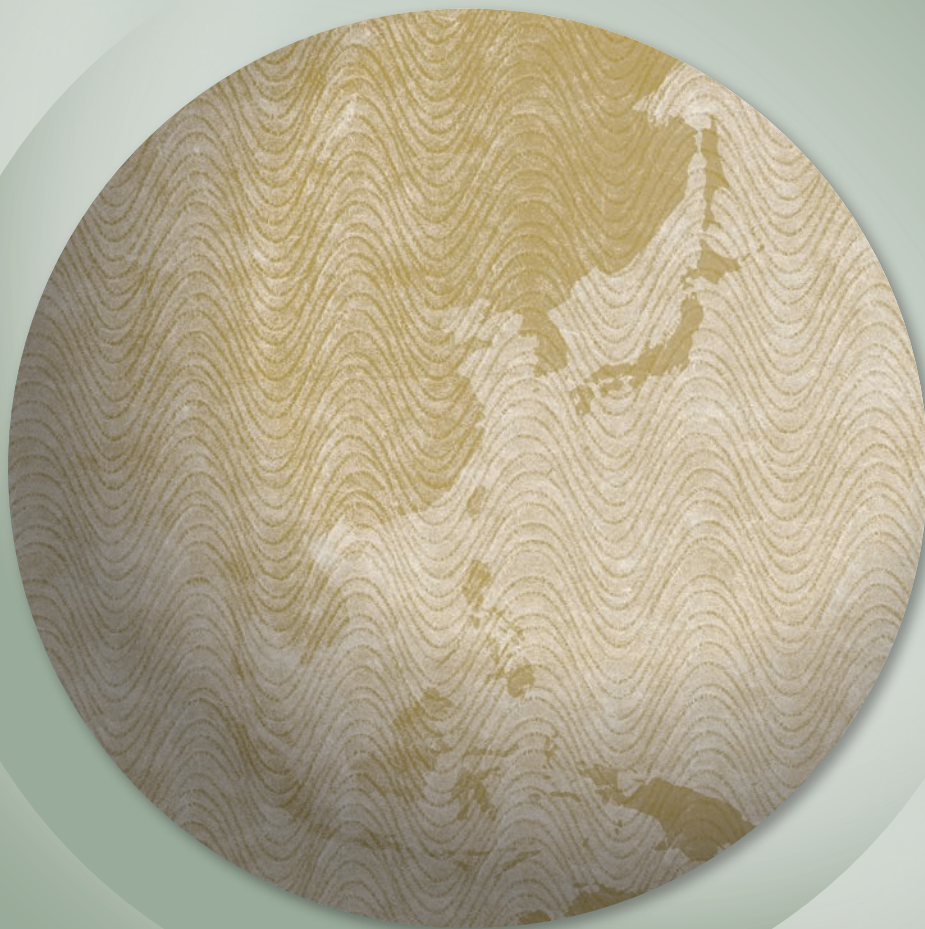




ウォームトピック Warm TOPIC

Vol.
189
2026.MAY/JUN

北陸AJEC
北陸環日本海経済交流促進協議会

CONTENTS

寄稿

- ② トランプ新関税や対米投資及びUSMCA見直しの動きと日本の対応
(一財)国際貿易投資研究所 研究主幹 高橋俊樹

定例報告

- ⑪ 魚津市と台湾板橋区MOU締結について
富山県台北ビジネスサポートデスク(株式会社ジェック経営コンサルタント) 国際業務課 高原真理
- ⑬ 中国のWinter Sportsについて
北陸銀行上海駐在員事務所 秘書 陳 潔
- ⑰ 北陸企業で活躍する留学生OB紹介
株式会社CCイノベーション 史良鈺(シリョウギョク)

業務報告

- ②② えーじえっく日誌、今後の予定

トランプ新関税や対米投資及びUSMCA見直しの動きと日本の対応

(一財)国際貿易投資研究所 研究主幹 高橋 俊樹

はじめに

トランプ大統領は2025年2月～5月にかけて、IEEPA（国際緊急経済権限法）に基づく「中国・カナダ・メキシコへの追加関税」と「主要国への相互関税」、さらに1962年通商拡大法232条に基づく「鉄鋼や自動車などへの追加関税」を賦課した。ところが、米最高裁判所は26年2月20日、IEEPAを根拠とする関税引き上げに対して違憲判決を下した。

これに対して、トランプ大統領は直ちにIEEPAの代わりに1974年通商法122条に基づく10%の新関税を発動した。しかしながら、違憲判決はトランプ関税の全体スキームだけでなく、日韓EUなどが約束した対米投資、さらにはUSMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）の見直し交渉などに少なからぬ影響を与えることになると思われる。

1. トランプ大統領は日本やEU及び韓国などとの貿易交渉に合意

（1）主要国・地域との関税交渉の動きと課題

トランプ大統領は、麻薬・移民の流入の阻止のため、中国には2025年2月と3月に10%ずつの計20%、カナダとメキシコには3月に25%の追加関税を発動した。また、各国からの分野別の輸入に対する関税賦課の動きとしては、3月に鉄鋼・アルミ、4月に自動車、5月に自動車部品に追加関税を発動した。鉄鋼・アルミ及び自動車・同部品の追加関税率は当初は25%であった。ところが、6月には鉄鋼・アルミへの関税率は50%に引き上げられた。

さらに、トランプ大統領は25年4月9日、57か国・地域ごとに異なる相互関税を発動。日本には24%という高率の相互関税を賦課した。しかし、それにもかかわらず、4月10日からの90日間において相互関税を一時停止するとし、その代わりに10%のベースライン関税を導入した。そして、90日間の一時停止が切れる直前の7月7日、日本を含む14か国に書簡を送付し、8月1日から新たな相互関税の賦課を開始することを発表した（日本への相互関税は25%に引き上げられた）。

トランプ大統領は7月8日、1962年通商拡大法232条に基づき銅の輸入に50%の追加関税、また医薬品にも1年超の猶予期間を設けたうえで200%の追加関税を賦課すると表明した（銅への50%課税は8月1日から適用開始）。

7月9日には、ブラジルに50%の追加関税の賦課を示唆し、8月7日から既存の10%のベースライン関税に加えて40%の追加関税を適用した（ただし、4割強の品目が対象外）。そして7月12日、EUとメキシコに8月1日から30%の追加関税を賦課する旨を通告した。その後、メキシコへの30%の追加関税は90日間延長され、さらにカナダへの追加関税は8月から35%に引き上げられたが、これらの措置は26年2月のIEEPAの違憲判決により停止されることになった。

トランプ大統領は、25年10月14日から通商拡大法232条に基づき木材製品に10～25%の追加関税率を課税、11月1日から中・大型トラックに25%の追加関税率を賦課、さらに26年1月14日に特定の半導体へ25%の追加関税を課す大統領布告を発表した。

(2) 米中貿易交渉の推移

トランプ大統領と習近平国家主席は25年10月30日、激化する米中対立を鎮静化するために韓国で対面による首脳会談を行った。その成果を基に、トランプ大統領は11月4日、「IEEPAに基づき中国に課している相互関税率」と「合成麻薬（フェンタニル）などの流入防止を目的に課している追加関税率」を修正する大統領令を発表した。

また、同大統領令は中国がレアアースやそのほかの重要鉱物に対する輸出管理規則の適用の延期・実質的な撤廃、大豆などの米国農産物の購入、米国へのフェンタニルの流入阻止のための措置の履行、などに約束したことを盛り込んだ。

具体的には、米国は中国への34%の相互関税を、26年11月10日まで停止するが、ベースライン関税の10%は引き続き適用することになった。そして、IEEPAに基づく中国へのフェンタニル関税率は、25年11月10日以降において、それまでの20%から10%に削減することになった。この他にも、懸案となっていた米輸出管理規則上のエンティティー・リストなどに掲載される事業体が50%以上所有する事業体（いわゆる子会社）も輸出管理の対象とする「関連事業体ルール」の適用を停止した。

また、米国通商代表部（USTR）は12月23日、1974年通商法301条に基づく中国の半導体産業の調査結果を公表した。同調査に基づき、USTRは中国が国有企業などを通じて支配力を半導体産業に行行使することで公正な競争や市場原理に反していると結論づけた。これを受けて、18品目の中国製半導体の追加関税率は25年12月23日から18カ月間は0%とし、27年6月23日から引き上げられることになった。

(3) 関税を15%まで引き下げる日米合意を発表

トランプ関税に関する日米貿易交渉は難航したが、日本時間の25年7月23日に合意に達した。トランプ大統領は日本に対して自動車関税と相互関税を15%に引き下げ、日本は5,500億ドル（約80兆円）の対米投資の実施に合意した。

日米合意に関する日本側発表によると、米国が日本から輸入する自動車の関税率は、既存税率であるMFN税率の2.5%と追加関税率の12.5%を足し上げた15%になる。同時に、自動車や鉄鋼及び銅・木材製品などを除いた日本からの輸入品に対する「相互関税」を25%から15%に引き下げることになった（含：MFN税率）。

また、25年7月に日本側が発表した日米合意の中に、半導体や医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、AI（人工知能）/量子等の9つの戦略分野への日本企業の対米投資の促進に約80兆円の出資・融資などの枠を設けることが盛り込まれた。

一方、25年9月に署名された日本の対米投資に関する覚書の中では、経済安全保障上の利益を促進する分野として、医薬品、金属、重要鉱物、造船、エネルギー（パイプラインを含む）、AI、量子コンピューティングがリストアップされた。そして、覚書は日米両国間の行政上の理解であり、法的拘束力のある権利・義務を生じさせず、相互の書面同意でいつでも修正できることが記載された。

2. IEEPAの違憲判決がもたらす影響と対応

(1) IEEPAから1974年通商法122条への移行で何が変わるか

IEEPA（国際緊急経済権限法）は、「大統領が国家安全保障や外交政策及び経済に重大な脅威が

表1 IEEPAから1974年通商法122条へ移行

IEEPA（国際緊急経済権限法）： 2026年2月19日時点	1974年通商法122条： 2026年2月24日～
* 移民・麻薬の流入阻止に追加関税	* 26年2月20日
中国：10%	150日を限度に、全ての国に24日から
カナダ：35%	10%の追加関税の賦課を表明
メキシコ：25%	* 26年2月21日
* 相互関税	150日を限度に、全ての国に24日から
中国：34%の相互関税の内、	15%の追加関税の賦課に変更することを表明（調整中）
24%は2026年11月10日まで停止、	15%は既存のMFN関税に加算される可能性がある
ベースライン関税の10%は継続	* 5か月以降
カナダ：0%	1974年通商法301条や1962年通商拡大法232条
メキシコ：0%	などを追加発動か

(資料) 各種資料より作成

あるとして緊急事態を宣言した場合、大統領権限を行使できる」と規定している。最高裁の判決は、IEEPAの規定における緊急時の大統領権限の中に関税引き上げの行使は含まれないと判断したことを意味する。

最高裁でIEEPAの関税への適用で違憲判決が下されたため、当然のことながら、麻薬・移民流入での中国やカナダ及びメキシコへの追加関税、さらには70か国・地域に対する相互関税措置が停止された。なお、最高裁は徴収された関税の返金については何も言及していない。今後の返金手続きに関しては、国際貿易裁判所（CIT）などが中心になって対応することになると思われる。

トランプ大統領は最高裁判所の違憲判決後（2026年2月20日）において、表1のように、1974年通商法122条に基づき全ての国を対象に150日に限定した10%の新関税を2月24日から賦課することを表明した。その翌日の21日、トランプ大統領は10%の関税を15%に引き上げることを発表した。

1974年通商法122条は、「巨額かつ重大な国際収支赤字に対処するため、大統領はいつでも、従価で15%を超えない範囲の輸入課徴金あるいは輸入割当などの規制措置を、150日を限度に賦課でき

る」と規定している。米国が重大な国際収支赤字の危機に直面しているかどうかは論争的であり、IEEPAのように訴訟の対象になると思われるが、150日という限定的な活用に留まるとすれば、この5カ月の間で訴訟から判決までをこなすことは難しいと考えられる。

1974年通商法122条の発動により、26年3月19日の時点では、10%の関税が賦課されているが（将来的には15%もあり得る）、この関税率は一般的な関税率であるMFN税率に上乗せされて課税されることになる。このため、繊維製品などのように少し高めのMFN税率が課せられているEUからの輸入品に、10%（or15%）の新関税率が上乗せされたならば、その合計関税率は米国が2025年7月にEUとの間で合意した相互関税の上限である15%を上回る可能性もある。つまり、このようなケースは米EU貿易協定の合意と整合的ではない可能性があり、EUは通商法122条による新関税に懸念を表明している。

また、日本の赤澤亮正経済産業大臣は26年3月6日、米国のハワード・ラトニック商務長官と会談し、122条関税措置に関して日本の扱いが日米合意より不利にならないようにすること、関税率の10%から15%への引き上げは日本を対象としないことを申し入れたことが報道されている。

(2) 150日限定の通商法122条に代わる根拠法を模索

トランプ大統領は、最高裁で違憲判決が下された場合に備え、幾つかのIEEPAに代わる根拠法の採用を検討していた。トランプ大統領は違憲判決直後においては、迅速に発動できて使い易い根拠法である1974年通商法122条を選んだと思われる。

トランプ大統領は10%の関税賦課を表明した2月20日、他国に公正な関税を課すために必要な様々な調査には約5か月必要であると発言。これは、ある意味では、1974年通商法301条や1962年通商拡大法232条などの根拠法の調査を実施し、その結論を出すのに5か月かかることを示唆したものであった。

実際に、トランプ政権は3月11日、日中EUなどの16カ国・地域に過剰生産能力に関して、翌12日には、日本を含む60カ国・地域を対象に強制労働に関して通商法301条に基づく調査を開始したことを発表した。

(3) 通商法122条の発動で根本的な北米戦略の修正は必要か

IEEPAの関税適用への違憲判決が下され、1974年通商法122条に基づく10%の新関税が発動されても、根拠法が異なることから、通商拡大法232条に基づいて課税される鉄鋼・アルミや自動車・同部品への追加関税には影響はない。したがって、自動車・同部品に適用されるUSMCAの原産要件を満たした場合の関税減免措置には変化はない。

一方、最高裁でのIEEPAの違憲判決により、同法に基づく移民・麻薬の流入阻止のためのカナダ・メキシコへの追加関税において、USMCAの原産要件を満たした場合の関税免除は停止になる。同時に、IEEPAに基づく相互関税の適用対象から「鉄鋼や自動車及び医薬品などの分野」や「カナダ・メキシコ」などは除外されたが、この措置も停止になる。したがって、こうしたIEEPAの違憲判決に伴う適用除外措置の停止が、1974年通商法122条の発動でどうなるのかが企業の今後の北米戦略の策定において重要なポイントになる。

1974年通商法122条に基づく新関税措置は、表2の一番右の欄のように、特定の重要鉱物、エネ

表2 トランプ関税におけるUSMCA要件を満たした場合などの適用除外措置(2026年2月19日時点)

	移民・麻薬で カナダ・メキシコ・ 中国へ追加関税	自動車への 追加関税	自動車部品への 追加関税	相互関税の 賦課	IEEPAに代わる 新関税の賦課
根拠法	国際緊急経済権限法 (IEEPA)	1962年通商拡大法 232 条	1962年通商拡大法 232 条	国際緊急経済権限法 (IEEPA)	1974年通商法 122 条
適用除外 措置	USMCA で北米 産と認定された カナダ・メキシ コ産品の輸入に 対し、25年3月 7日から追加関 税の適用対象から除外	USMCA で北米 産原産要件を満た した輸入車は非 米国産部品の価 格に対してのみ 追加関税を賦課	USMCA の北米原産要件を 満たす自動車部品は、非米 国産部品の価格に対しての み追加関税を課すためのプ ロセスが確立されたと商務 長官が官報で発表するまで 追加関税の適用を免除：4 月29日、自動車部品を輸 入し米国内で自動車を製造 した企業は、1年目は自動 車価格の最大3.75%、2年 目は2.5%が還付されるこ とを発表	鉄鋼・アルミ、自動車・同部品、銅、 医薬品、半導体、木材製品は相互 関税の対象外：移民・麻薬（フェ ンタニル）の流入に伴う25%の追 加関税を課しているカナダとメキ シコは、相互関税措置から除外： カナダ・メキシコには、移民・麻 薬での関税措置が終了した場合、 北米産と認められない製品には 12%の相互関税が賦課されるが、 USMCA の原産要件を満たしてい る製品には引き続き関税は無税： ロシア、北朝鮮等は対象外：25年 4月11日、相互関税からスマホ、 パソコン、半導体製造装置等の除 外を発表	特定の重要鉱物：エネルギー及び エネルギー産物：アメリカ国内で 栽培、採掘、または生産が困難な 天然資源や肥料：牛肉、トマト、 オレンジなどの特定の農産物：医 薬品及び医薬品成分：特定の電子 機器：自動車及び自動車部品：特 定の航空宇宙製品：スマートフォン： カナダ及びメキシコにおける USMCA 原産要件の準拠品：コス タリカ、ドミニカ共和国、エルサ ルバドル、グアテマラ、ホンジュ ラス、またはニカラグアの免税財 として、ドミニカ共和国・中米自 由貿易協定の下で入国する繊維お よび衣料品

(資料) 各種資料を基に作成。

ルギー及びエネルギー産物、アメリカ国内で栽培、採掘、または生産が困難な天然資源、医薬品及び医薬品成分、特定の電子機器、自動車及び自動車部品、特定の航空宇宙製品、スマートフォン、さらにはカナダ及びメキシコのUSMCA原産要件の準拠品、などの輸入に対する関税を免除している。

すなわち、1974年通商法122条においても、自動車・同部品などの1962年通商拡大法232条に基づく特定分野への追加関税、及びUSMCAの原産要件の準拠品、などを新関税の適用除外対象としており、IEEPAにおける追加関税や相互関税の賦課の適用除外措置と似たような仕組みが盛り込まれている。

したがって、1974年通商法122条に基づく新関税の発動により、日本企業のUSMCAを活用した北米ビジネスに根本的な変化をもたらすことはないと思込まれる。

3. 米戦略産業への80兆円投資スキームはこれまでとは何が違うか

(1) 投資回収までの利益配分は日米半々もその後は日米1対9

日米合意に基づく対米投資に関する覚書によれば、「対米投資から生じる利用可能なキャッシュフロー（利益）は、みなし配分額に等しく分配されるまで（投資資金の回収まで）日米で50%ずつ、その後は日本10%、米国90%でSPVから分配する」と記されている。この覚書の文言は、ある意味では、投資資金の回収までの日本の利益確保に配慮していると言えるものの、全体的には米国側の利益分配を重視するスキームと考えられる。

また、米国が公表したファクトシートでは、対米投資プロジェクトの決定はトランプ大統領が判

断することになっており、これが実際に行われれば、日本企業の対米投資は受け身的なものにならざるを得ない。

日米合意に基づく対米投資は29年1月19日まで遂行されることになっており、日本は資金を提供しないことを選択できるが、決定する前に米国と協議することが盛り込まれた。一方、日本は日米が指名した者からなる委員会での協議の場において、プロジェクトの選択において一定の影響力を確保できる可能性があるかもしれない。

(2) トランプ大統領は日本に一層の対米投資促進を迫るか

トランプ大統領は日韓EUの自動車関税や相互関税をそれぞれ15%に引き下げる代わりに、日本からは5,500億ドル（80兆円）、韓国からは3,500億ドル、EUからは6,000億ドルの対米投資資金の拠出の約束を取り付けた。

トランプ大統領は、IEEPAへの違憲判決によるダメージを打ち消すために、日本に対してむしろこれまで以上に80兆円の対米投資の実行や関連投資を迫ってくると思われる。これに対して、日本側は約束の実行を受け入れながらも、状況を判断しながら対米投資を進めて行くことになると思われる。

実際に、日本と米国は26年2月18日（日本時間）、第1弾目の対米投資の候補として、人工ダイヤモンド製造、ガス火力発電によるデータセンターへの電力供給、大型タンカーが接岸可能な原油積み出し港建設、に取り組むことを発表した（総額で360億ドル）。

一方、韓国は米最高裁でのIEEPAの関税適用への違憲判決により、3,500億ドルの対米投資資金の活用に慎重な姿勢を見せるかもしれない。韓

国は2025年11月14日（韓国時間）、対米投資の覚書に署名した。その内容は、ジェットロによれば、投資委員会は事前に韓国の協議委員会と協議し、商業的に合理的な投資（投資資金の回収が十分に保証される投資）のみを米国大統領に推薦するとしている。

韓国の3,500億ドルの対米投資資金の中で2,000億ドルは、外国為替市場の負担軽減のため、年間200億ドルを上限に支出することになった。外国為替市場の不安などが懸念される場合には、投資の時期や規模の調整を要求することが可能である。

投資収益の分配に関しては、元利金返済までは韓国と米国にそれぞれ5対5の比率で分配され、元利金返済以降は韓国と米国にそれぞれ1対9の比率で分配することになっており、日米で合意した対米投資に関する覚書の中身と同様と思われる。

韓国の1,500億ドルの造船関連分野への対米投資に関しては、米国投資委員会が承認した事業について、韓国政府は支援することになっているが、2,000億ドル投資のような収益分配方式は適用せず、発生する全ての収益が韓国企業に帰属するとのことであった。

米最高裁における違憲判決後において、韓国の対米投資に消極的な姿勢が見られるようであれば、トランプ大統領は特定分野における関税の引き上げや削減などを匂わせた硬軟合わせた戦略をもって、米韓で合意した対米投資資金の確実な実行を迫る可能性がある。

EUが合意した総額6,000億ドルの対米投資は、日韓のように政府主導ではなく、欧州企業が主体となって実行する性格が強いようである。また、スイスは巨額な対米貿易黒字を計上しているが、米国との貿易交渉の末、米国が課している相互関税を15%まで引き下げる代わりに、米国の工業製

品などの関税を削減することに合意した。さらに、スイス企業は2028年末までに2,000億ドル相当の米国への直接投資を計画しており、IEEPAの関税適用への違憲判決後も特に米国との貿易協定に変更を求める姿勢を見せていない。

4. 厳しい交渉が見込まれるUSMCA見直しと日本企業の対応

（1）USMCA見直しにおける主要議題とは何か

米国とカナダ及びメキシコは、2026年7月1日にUSMCAの見直しを実施する。トランプ大統領は、USMCAの見直しにおいて、メキシコに対しては、①第三国原材料の使用を奨励し米国のサプライチェーンを侵害する政策の改善（迂回輸入の阻止）、②労働者の権利保護の強化、③探鉱・採掘での優先権の付与等のエネルギー分野を中心とする国有企業優遇策の変更、などに関する交渉を要求すると考えられる。

また、USMCA見直しにおけるカナダ・メキシコとの共通の主要議題としては、①自動車関連以外の製品の原産地規則の強化、②米国から加墨への生産拠点移転への罰則メカニズムの構築、③重要鉱物の採掘、加工、リサイクル、製造の促進、などが想定される。

これらの中で、トランプ大統領にとって重要なテーマとしては、自動車以外の原産地規則の強化や中国からの迂回輸入の阻止であるし、さらにはカナダ・メキシコへの生産拠点移転への罰則メカニズムの構築、などを挙げることができる。

自動車に適用する原産地規則は、既に2020年7月のUSMCAの発効の時点で強化された。発効から6年後のUSMCAの見直しでは、さらなる強化を求めるものの、主眼は自動車以外の分野での原産地規則の強化に移る可能性がある。つまり、ト

ランプ大統領は自動車産業意外の分野においても、中国からの部材を組み込んだ製品の迂回輸入に歯止めをかけようとしていると思われる。

また、USMCA見直しの機会を利用して、カナダの乳製品市場の解放やメキシコの資源エネルギー分野での国有企業優遇問題、及び労働者の権利強化などの従来からの懸案事項も取り込んで議論をしようとしていると思われる。

(2) メキシコが中国などへの関税の引き上げを実施

トランプ大統領はメキシコからの中国の部材や製品の迂回輸入を阻止するため、トランプ第二政権の発足以来、常日頃からメキシコ政府に何らかの対応を取るよう迫ってきた。

これに対して、メキシコ連邦の上院と下院は2025年12月、相次いで一般的な関税であるMFN税率を引き上げる法案を可決し、メキシコとFTA（自由貿易協定）を結んでいない国に対して、2026年1月から適用する関税率を最大50%まで引き上げることを決定した。引き上げ対象は、繊維・履物や鉄鋼・同製品、自動車・同部品、プラスチック製品など合計1,463品目であった。

すなわち、メキシコは中国などのFTAを結んでいない国への関税を引き上げることで、中国製品の迂回輸入の抑制を求めるトランプ大統領に一定の配慮を示すとともに、USMCA見直し交渉における効果的なカードを持つことになったと考えられる。

このMFN税率引き上げは、メキシコとFTAを締結する国の原産品に対しては適用されない。日本はメキシコとの間で日墨EPAやCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定）を締結しているため、日本から輸入す

る原産品にはこれらのFTAの特恵税率が適用される。

一方、中国のようにメキシコとFTAを締結していない国から輸入する対象品には、最大で50%まで関税を引き上げることになる。したがって、このメキシコのMFN税率の引き上げは、中国部材を組み込んだ対米輸出に一定の抑制効果をもたらすと思われる。

(3) メキシコへの生産移転に不満を抱くトランプ政権

トランプ政権はUSMCA発効後も、依然として米国からメキシコへの生産拠点の移転が続いていることに不満を抱いている。このため、トランプ政権はメキシコへの生産移転を規制する強い措置を検討している。

その一環として、グリアUSTR代表はUSMCAの見直しにおける議題の一つとして、メキシコやカナダへの生産や雇用の移転に対する罰則メカニズムの構築を取り上げる可能性がある。

その場合、USMCA見直しにおいて予想される生産移転に対する罰則としては、生産拠点の移転を行い米国の雇用の減少をもたらした企業への関税優遇措置の停止、移転企業の輸入品への追加関税の賦課、などが考えられる。

(4) より厳格な原産地規則を求めるトランプ政権

トランプ政権は、USMCAには自動車以外の分野において、前身のNAFTAの時代からの緩い原産地規則が残っており、このため中国企業は中国からの部材をメキシコで組み込み、USMCAを活用して無税で米国に輸出することが可能になっていると主張している。

すなわち、トランプ政権はUSMCAの自動車以

外の分野における原産地規則の中に、自動車と比べると緩い水準の「域内付加価値比率」が規定されており、USMCA原産の認定が得やすくなっていると指摘している。このため、USMCA見直しでは、自動車以外の分野における域内付加価値比率の引き上げを要求する可能性がある。

同時に、トランプ政権はUSMCAの原産地規則の中に、輸入部材が域内での少しの加工で原産品扱いになる緩い「関税番号変更基準」が残っていると指摘することが考えられる。現行のUSMCAの関税番号変更基準においては、特惠関税の適用を受けるには、多くの場合、輸入した「6桁の関税番号の部材」が域内加工により「他の6桁の番号の製品」に変更されていなければならない。関税番号変更基準においては、4桁から4桁への関税番号の変更の方が、6桁から6桁への関税番号の変更よりも難易度は高い。したがって、トランプ政権はUSMCA見直しにおいて、より難易度が高い4桁ベースでの「関税番号変更基準」の適用品目の拡大を要求する可能性がある。

この他に想定される自動車以外の原産地規則の強化策としては、特定工程基準（どの工程を域内で行うかを指定する方式）の追加・厳格化、特定部材の域内調達義務（モーター、半導体などを北米産に限定）、累積ルールの制限（米墨加で加えられた付加価値を合算できることを制限、重要部材は累積不可）、化学品の「化学反応ルール」の

厳格化（軽微な反応は「化学反応」と認めない）、などが考えられる。

（5）痛みを伴う延長か毎年の継続的な見直しか

USMCA見直しのシナリオは表3のように、6つほどに想定される。

第一に、現行の枠組みを変えずにさらに16年間延長することが挙げられるが、この可能性は小さい。二番目は、自動車以外の分野での原産地規則強化、自動車の原産地規則における米国原産基準導入や賃金条項の強化など、カナダとメキシコに大きな痛みを伴う形で合意の上、延長するシナリオが考えられる（可能性は中）。三番目は、少なくとも1つの国が延長に同意しない場合、最大で10年の年次見直しが始まるシナリオである（可能性は中）。

四番目は10年間の年次見直しで合意できなければ、USMCAは2036年7月1日に失効するというシナリオである（可能性は小）。五番目は、USMCA見直しの交渉で合意できず、2国間協定に移行するシナリオである（可能性は小～中）。六番目は、USMCA見直しのプロセスにかかわらず、6か月前の通知で脱退するシナリオである（可能性は小）。

このように、USMCA見直しの今後のシナリオにおいては、二番目の「痛みを伴う延長」と三番

表3 6つのUSMCA見直しのシナリオ

・更新：現行の枠組みを変えずにUSMCAをさらに16年間、2042年までの延長に合意（可能性：小）
・痛みを伴う延長：非自動車分野での原産地規則強化、自動車の原産地規則における米国原産基準導入や賃金条項の強化、製造業・農産物への関税割り当ての賦課、などを強制的に盛り込んで合意（中）
・毎年の継続的な見直し：少なくとも1つの国が延長に同意しない場合、最大で10年の年次見直しが始まる（原産地規則、重要鉱物、エネルギー政策、デジタルトレード、中国等からの迂回輸入、労働者の権利保護（RRM強化）、経済安全保障等）（中）
・2036年の期限切れ：10年間の年次見直しで合意できなければ、USMCAは2036年7月1日に失効（小）
・2国間自由貿易協定の開始：USMCA見直しの交渉がうまくいかず、合意が難しい場合、2国間協定を検討（小～中）
・脱退：USMCA見直しのプロセスにかかわらず、34.6条に基づき、6か月前の通知で脱退（小）

（資料）「USMCA Review 2026」CSIS、などから作成。

目の「毎年の継続的な見直し」が実現する可能性が相対的に高く、次いで五番目の「2国間自由貿易協定の開始」の可能性が高いと見込まれる。

なお、2025年の時点においては、トランプ大統領の過激な発言もあり、どちらかといえばUSMCAの見直しでは三カ国間での合意が難しいとの議論が優勢であったが(三番目のシナリオ)、26年7月の共同見直しが近づくとつれ微妙に変化し、二番目のシナリオに比重が移る可能性もあり、今後の動きが注目される。

(6) 日本企業の北米戦略の策定に必要なことは何か

USMCAの見直しにおいて、日本企業が最も関心のあるのは、原産地規則が大幅に改定されるかどうかであるし、同時に、どのような形で原産地規則の改定が行われるかである。

USMCA見直しでの原産地規則の改定としては、付加価値比率の引き上げ、関税番号変更基準の改定、特定工程基準や特定部材の域内調達義務の追加、などが考えられる。もしも、こうした改定が大胆に行われるならば、大幅な日本企業の中国・アジアを含むグローバルサプライチェーンの変更を促す可能性がある。

また、USMCA見直しでの労働者の権利保護を目的とした労働執行権の強化は、メキシコに進出した日本企業の北米事業へ影響を与える。米国からカナダとメキシコへの生産拠点移転への罰則メカニズムの構築も、日本企業にとって注目すべき動きであると思われる。

したがって、日本企業の北米戦略を策定する上で重要なことは、原産地規則の議論がどういう方向に進むのか、あるいはUSMCA見直しのどのシナリオの実現可能性が高いのか、を見定めること

である、さらには、それらの動きがどのように自社のサプライチェーンに影響を与えるのかを的確に分析・判断しなければならないことである。

一方、日本企業は日米合意に基づく80兆円の対米投資資金を活用した米国への投資促進の可能性を検討することも、USMCAの見直しと並行して進めることが望まれる。また、IEEPAの関税適用への違憲判決により、米国の中国やアジアの国からの輸入品に対する高率の相互関税は停止され、一時的かもしれないが1974年通商拡大法122条に基づく10%の新関税が適用されることになった。日本企業は、これを踏まえた中国・ASEAN等とのグローバルサプライチェーンの再編を検討することも必要不可欠と思われる。

魚津市と台湾板橋区MOU締結について

富山県台北ビジネスサポートデスク(株式会社ジェック経営コンサルタント) 国際業務課 高 原 真 理

日本の人口減少が大きな社会課題となり、その打開策の一つとして、交流人口・関係人口の増加を図る動きがあります。魚津市はその対策の一つとして台湾の新北市板橋区とのMOU締結を行いました。その内容についてご紹介します。

(1) インバウンド事業に向けた取り組み

魚津市は平成28年1月より「魚津市台湾インバウンド推進実行委員会（現・魚津市インバウンド推進実行委員会）」を設立し、台湾を中心としたインバウンド事業に取り組んできました。当初は台湾への情報発信や、現地旅行会社への営業活動をメインに行っていました。

令和4年新型コロナウイルスが猛威を振るっている最中、専門家も交え「第3次魚津市観光振興計画」を策定しました。人口減少が進む中、魚津市経済の維持発展のためにいかに交流人口・関係人口が重要かを学び、本計画のコンセプトを「自然と人と食・文化、多様な魅力を融合した『地域で稼ぐ』新観光ビジョン」と決めました。

域内消費拡大や魚津ファンづくりなど、持続可能な観光地域づくりに向けた、観光施策の一環として、台湾の自治体とのMOU締結を計画しました。

令和5年から観光交流を行う台湾の244自治体の調査を行い、その中から2自治体に絞り込み、令和6年から本格的視察訪問などの交流をスタートしました。

そして、令和7年10月18日、新北市板橋区との観光交流に関する覚書（MOU）の調印に至りました。

(2) 持続可能な交流事業

観光、産業、教育、文化、スポーツなどの幅広い分野における交流を通じて、さらなる発展と互いの理解と連携を深めることを目指し魚津市は板橋区との交流を行っています。

教育の面では魚津市の小学校に台湾から生徒が来校しての交流や、オンライン会議システムを活用した英語交流を行いました。教育分野での国際交流を推進し将来的に国際交流を担う人材育成を目指して、新北市政府教育局と魚津市教育委員会とが教育分野の協力に関する覚書（MOU）を締結しました。

観光、産業の方面では、魚津市が板橋区のサマーカーニバルに出展し、魚津市の特産品（ホタルイカ、加積りんごジュース等）の販売、観光PRを行いました。

魚津市の産業フェア〇〇魚津では台湾ブース（展示・飲食）を出展するなど、相互の交流を進めています。

令和8年2月には新北ランランフェスティバルに魚津市一行が訪れ、MOU締結記念碑の除幕式を実施しました。MOU締結を記念して魚津市と板橋区双方の市民が利用できる割引券を発表し、4月から利用が開始されます。市民同士もこのMOU締結に関心を持ってもらうための工夫がそこにはあります。

富山県は少子高齢化の波が訪れ明らかに人手不足、人口減少を感じる状況となっています。このまま地域が衰退するのを防ぐために関係人口・交

流入人口の増加を図る事は日本中の地方自治体が直面している大きな課題だと考えます。当社では魚津市と板橋区との交流が持続的に発展していく事

を願い今後もサポートしていければと考えています。



▲魚津市板橋区が相互に発行した割引券



▲MOU締結記念碑除幕式の様子



▲板橋区での学校訪問の様子

中国のWinter Sportsについて

北陸銀行上海駐在員事務所 秘書 陳

潔

1. はじめに

2026年2月6日から22日にかけて、イタリアミラノにて冬季オリンピックが開催されました。中国代表団は計15個のメダル、うち金5、銀4、銅6を獲得、海外での冬季オリンピック出場における最高成績を記録。

前回2022年北京オリンピックでは合計15個のメダルを獲得、全体で4位となり中国のWinter sportsのブームに火をつけた形へ。今回、中国人のWinter Sportsについて説明したいと思います。

2. 中国のWinter Sportsについて

■中国Winter経済の背景

Winter Sportsは長い間、地理的に中国の北方という地域に限定されていた感がありました。2015年、中国は2022年冬季オリンピックの招致に成功し、中国人がWinter Sportsへの関心が大きく膨らみ、比較的暖かい地域においてもWinter Sportsが認知され始めました。

■中国Winter経済の市場規模

「中国Winter産業発展研究報告（2025）」によると、我が国のWinter産業の規模は2015年の2,700億元（≒6.2兆円）から2024年には9,800億元（≒22.5兆円）に増加、2025年には1兆元（≒23兆円）の大会を突破する見込み。産業規模の拡大に合わせ、Winter消費も上昇傾向にあります。

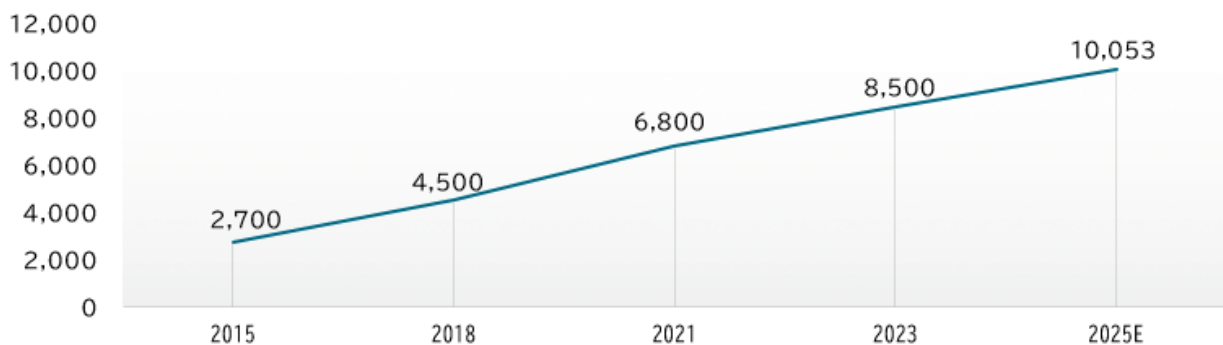
全国のスキー場での消費額も786億元（≒1.8兆円）に達し、関連してスキー場周辺（2キロ圏内）の消費額も27.9%増加し、関連する小売、交通、飲食などの業界にも波及効果として現れました。

■中国Winter経済の状況

2022年北京冬季オリンピックが開催されてから2024年4月まで、中国のWinter Sports参加者が3.1億人に達したとの報道もあります。中国のスキー人口も急成長し、2015年の1,030万人から2025年には2,605万人に倍増し、過去10年間の記録を更新。

スキー愛好者の増加率は高く室内スキー場も急拡大。山東省・青島では国内最大屋内スキー場が

中国Winter経済市場規模成長推移(億元)



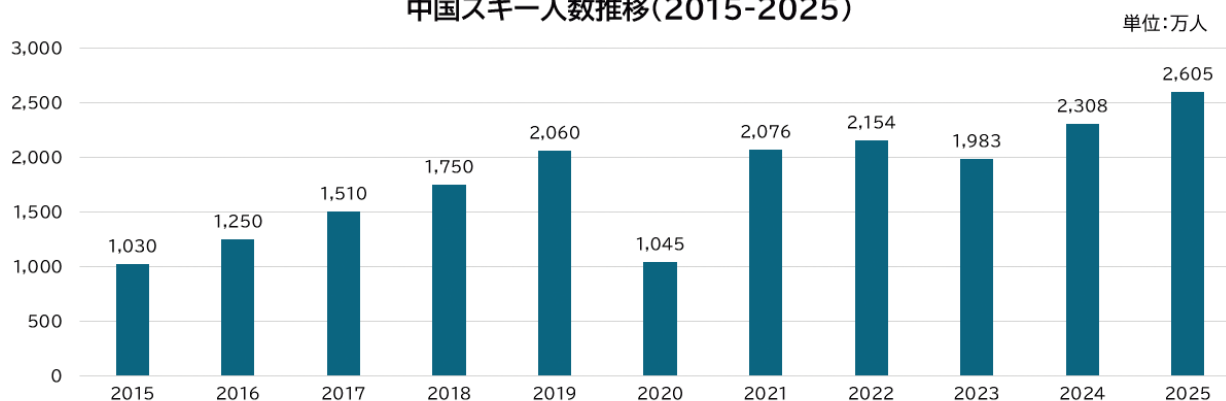
※1元≒23円(2026.3.17の中国人民銀行レート)

「中国Winter産業発展研究報告」を元に、北陸銀行上海事務所で作成

着工。総投資額9.7億元（約220億円）、延べ床面積7.4万平方メートル。2027年末に完成する見込みです。最大垂直落差37メートルの斜面に中・初級コースを整備し、100室以上の客室を持つホテルや商業施設も完備。プロスポーツから家族連れの娯楽、宿泊まで可能な総合施設として、年間30万人以上の集客を見込んでいます。

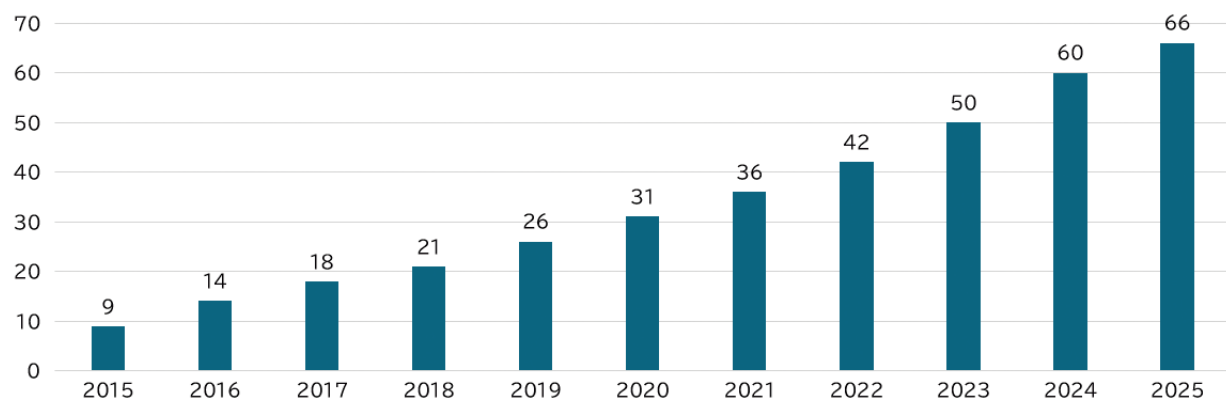
中国華南に位置する広東省深圳の「前海冰雪世界（室内スキー場）」が2025年年末にオープンし、世界最大室内スキー場となったそうです。今年の春節には、スキーはすでに広東省での新たなトレンドとなりました。春節期間中、深圳華発前海冰雪世界の屋内スキー場では、1日平均約6,000人の来場者を記録しました。

中国スキー人数推移(2015-2025)



「中国スキー産業白書」を元に、北陸銀行上海事務所で作成

中国稼働中の室内スキー場数推移(2015-2025)



「中国スキー産業白書」を元に、北陸銀行上海事務所で作成



図1、2 前海冰雪世界（室内）インターネットから



図3 前海氷雪世界（外観）インターネットから

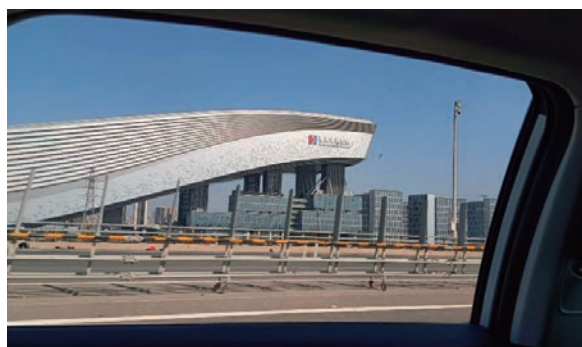


図4 前海氷雪世界（外観）上海事務所撮影

■Winter Sportsの特徴

年齢分布から見ると、2000～2009年生まれが、スキー場の主力で、特にスキーやスケート、ソリ、樹氷漂流、スノーモービルなどの挑戦的な冬季スポーツに熱中。1980～1999年生まれは、家族旅行（三世代）を主とし、親子の娯楽を満たすだけでなく、高齢者の観光需要も考慮しなければならない。彼らは氷雪観光と特色ある美食、民俗体験、自然を組み合わせた複合型製品を好まれます。2010年以降の生まれは、マンツーマンのトレーニングなど個別サービスを含むスキーコースの熱が顕著に伸びています。

中国のWinterスポーツ産業規模は2015年の2,700億元から2024年の9,800億元に増え続け、2025年には1兆元（約23兆円）の舞台を突破し、中国ブランドも登場。欧米伝統ブランドがまだ主流ではあるが、中国ブランドを選ぶ理由として下記が考えられます。

- 1 コストパフォーマンスが優れている。Burton等単品で5,000元（≒115,000円）以上の輸入品に比べて、中国産のブランドフルセットで1万元。
- 2 ローカライズデザイン。アジア人の体型により適合し、日常のコーディネートとトレンド要素（例：中国風、ドーパミンカラーリング）を重視。

Winter Sportsの特徴と変化

内容	特徴	データ
冰雪旅行	①スキー場は冬限定から、通期運営へ ※崇礼などの北方スキーリゾートは、夏のキャンプ、音楽祭などのプロジェクトを導入することで、冬への依存からの脱却 ②中国南方からの顧客需要激増	2025-2026年、冰雪旅行のみ4500億元の見込み。
室内スキー場の急成長	①2025年4月まで、中国全体のリアル雪スキー場が79ヶ所、（同期比33.9%増） ②都市でのショートスケーを楽しむ。（スキーだけのために、わざわざ中国北方まで渡航必要がなくなる。）	
Winter Sports 装備製造業	①レンタルグッズに満足できない人が増えているため、装備のハイエンド化、個性化。 ②国産ブランドの品質向上。 ③レンタル、メンテ、中古取引などのアフターサービス産業が盛んでいる。	市場1万億元超の見込み。
青・少年スキーのブーム	①4歳前の低年齢児童が育成の主力となっている。 親子スキーも需要あり。 ②市場拡大に伴い、プロのスキー指導員需要が激増。	2024年のプロのスキー指導員需要増加が356%超
ハイク化	①温度制御可能なスキー服。スポーツデータをタイムリーに監視可能な取り付け装置が普及しつつある。 ②VR、AR化。氷龍尋珠・VR体験館（VRスキーシミュレーション）はスキーを楽しむハードルを下げている。	

中国のWinter Sports主流ブランド

ブランド名	設立	製品	特徴
UTO (悠途、上海市)	2009年	スポーツウェア(下着)	中国Winter スポーツ代表チーム15チームをサポート。48件の特許技術を保有し、徐夢桃、孫龍ら冬季オリンピック選手の装備サポートブランド。ランニング、スキー、登山などのシーンの速乾衣、保温衣などの製品開発、高コストパフォーマンスと科学技術を取り込んだ生地を特色とする。
COSONE (河北省)	2016年	スキー用運動器具及びその周辺製品	国産スノーボードの代表ブランドで、個性化・中国風デザインで知られ、天猫スノーボードで人気ランキングで上位にランキングされている。
Vector (玩可拓、福建省)	2016年	女性スキー市場をターゲットとする	3D立体裁断スキー服、多色系スノーボード、軽量化ヘルメットなどを発売し、女性の需要を開拓。
TANBOER (坦博爾、山東省)	1999年	スポーツウェア(「中国ダウン業界大 国の職人ブランド」)	(スキー、登山、徒歩などアウトドアシーン全般) 専門的な性能が際立っており、中国国家、北欧両チームとオーストリア・スノーボード国家チームのオフィシャルサプライヤー

Taobao、Baidu等インターネットの情報を元に、北陸銀行上海事務所で作成

- 3 技術革新。カーボンファイバー製スキー板、スマート温度調節スキーウェア、独自開発の防水透湿素材など、すでに量産化が実現。
- 4 サプライチェーンが成熟してきている。(広東電子、浙江紡織、新疆保温材などの産業クラスターを基盤に)

3. 終わりに

筆者はスキーをする友達に確認したところ、子供ずれはほぼ毎年スキーに行っていますが、基本北京周辺で、スキー道具はその場で借りて、服な

どは自分で購入しているそうです。もう一人はベテランの方で、奥さんと毎年スキーに行きます。中国以外でスイス等、極力毎年違う風景を見るように計画しているようです。

現在、パラリンピック開催中で、現時点まで中国は9金6銀8銅の成績で金メダル数と総合メダル数ともに首位を獲得し、複数のメダル獲得記録を更新。Winterスポーツにおいても、体が不自由な人達が、自分の限界を超えてスポーツをする姿に、心を打たれました。

北陸企業で活躍する留学生OB紹介

你好！（こんにちは）

■プロフィール

名 前：史 良鈺（シ リョウギョク）
母 国：中国
来日した年：2019年
留 学 期 間：2019年～2022年
留 学 先 大 学：上智大学大学院
専 攻：経済学研究科 環境経済学専攻
母国での専攻：経済学部 税収学
勤 務 先：株式会社CCイノベーション
配 属 先：経営戦略グループ
勤 続 年 数：2年8ヶ月（2026年1月時点）



①なぜ、留学先に日本の大学を選んだのですか？

幼い頃から海外に憧れ、外国語の学習に力を入れてきました。中学生の頃、いところをきっかけに日本語学習を始め、日本のアニメやゲームを通じて独学を続けた結果、大学3年生で日本語能力試験N1に合格しました。大学卒業後は海外留学を考えており、言語面での不安が少なく、また日本で好まれている味付けも中国・広東省の食文化と近いと感じたことから、日本への留学を決意しました。

②なぜ、就職先に日本・北陸地域の企業を選んだのですか？

もともと海外で働くことに強い憧れを抱いてきました。その中で、日本語を習得していたこと、そして会社から北陸地域で働く機会をいただけた

ことは、大きな後押しとなりました。

また、中国拠点勤務時に北陸地域のお客様を担当するプロジェクトに携わる中で、自分の仕事が現地で必要とされていることを実感し、大きなやりがいと達成感を得ることができました。こうした経験から、北陸地域で働くことに強い魅力を感じ、CCイノベーションに入社しました。

③現在の就職先は、どのようにして見つけたのですか？ また、この企業に就職を決めた理由は何ですか？

私の経歴は少し特殊ですが、2023年に当社が中国・深セン市に新たな子会社を設立した際、開業スタッフとして深センCCイノベーションに入社しました。現地では立ち上げ期ならではの業務に幅広く携わりましたが、2024年末に同拠点は閉鎖となりました。その後、本部よりお声かけをいた

だき、2025年3月からはCCイノベーション本社にて勤務しています。これまでの業務経験を評価していただき、引き続き同社の一員として働く機会をいただけたことを、大変ありがたく感じています。

④就職活動に際して、大学からどのような（留学生向けの特別な）支援がありましたか？ また、どのような支援があればよいと思いますか？

大学院2年次には、大学の留学生向け就職ガイダンスや個別相談に参加しました。大学では「外国人留学生就職支援シリーズ」として、日本企業や採用試験への理解を深めるセミナー、先輩留学生によるアドバイス会、留学生を積極的に採用する企業による学内合同企業研究会が実施されています。

一方で、ビジネス日本語と日常日本語には違いがあると感じており（例えば、敬語や謙譲語、クッション言葉など）、留学生向けにビジネス日本語に特化した講座がさらに充実すれば、より有益だと思います。

⑤職場では具体的には、どのような仕事をされていますか？ 仕事には慣れましたか？ 仕事での苦労はありますか？

現在私は経営戦略グループに所属し、主に海外ビジネスに関するプロジェクトを担当しています。海外市場の調査・分析や、現地法人設立に伴う課題の整理・対応などに携わっています。

上司や同僚を含め、良い仕事仲間恵まれており、相談しやすい環境で働いています。加えて、中国拠点で現地スタッフとして業務に携わった経験があったため、入社前から担当業務について一

定の理解ができており、現在の仕事にも徐々に慣れてきています。一方で、コンサルタントとして仕事を進める上では高いコミュニケーション能力が求められます。日本特有の「本音」と「建前」の文化は、外国人にとって理解が難しいと感じる場面もあり、クライアントとのやり取りの中で相手の本音を汲み取ることに苦労することがあります。ただし、こうした本音を丁寧に読み取る力は海外ビジネスにおいて重要であり、将来的には自身の強みとして活かしていきたいと考えています。

⑥大学で習得した専門知識や能力は活かしていますか？ また、今後、どのようなキャリアを形成していきたいですか？

大学院で経済学の研究に取り組んだことで、論理的に物事を考える習慣が身に付き、この点はコンサルティング資料の作成において大いに役立っています。

今後は、これまで培ってきた知識や語学力を活かし、中国に限らず他国の海外案件にも携わりながら、海外ビジネスの分野で経験を積んでいきたいと考えています。その上で、海外案件においてクライアントから信頼されるコンサルタントとして成長していくことを目指しています。

⑦北陸（石川県）での暮らしはどうですか？ また、休日はどのように過ごされていますか？

石川県金沢市に住んでいます。生活面ではあまり不便を感じません。昨年運転免許を取得したので、今年もし車を買うことができれば、生活の楽しみもさらに増えると思います。

音楽が好きのため、まだ初心者ではありますが、休日には楽器の練習をしています。天気の良い

い日には、友人が車を出してくれて、一緒に福井県や富山県へ遊びに行ったこともあります。

⑧日本・北陸地域で働いていく上で、困ったことがありましたら教えてください。

困りごとと言えるほどではありませんが、北陸の気候にはまだ完全には慣れていません。小学校から中国の広東省深セン市で暮らしてきたため亜熱帯の気候に慣れており、北陸地域の冬は私にとって非常に寒く感じます。また、冬になると除雪作業が必要になる点も、少し大変だと感じています。ただ、こちらで一度冬を経験したことで、最近は少しずつ慣れてきました。

⑨留学生に北陸企業で就職してもらうには、どうすればよいと思いますか？

留学生に北陸の企業で就職してもらうためには、まず北陸地域の企業について積極的に情報発信することが大切だと思います。多くの留学生は、どうしても東京や大阪といった大都市の企業に目を向けがちで、北陸地域にどのような企業やチャンスがあるのか知らない場合が多いからです。

そのため、インターンシップや企業見学会などの機会を増やし、北陸企業の魅力や働くイメージを直接知ってもらうことが、効果的なアプローチになると考えています。

⑩今後の北陸地域発展のためには、どのようなことを行っていけばよいと思いますか？

今後の北陸地域の発展のためには、地域企業の魅力を国内外に積極的に発信し、海外とのつながりを強化していくことが重要だと考えています。北陸企業は高い技術力を持ちながら、海外に向け

た情報発信やブランディングが十分に届いていないケースもあるため、多言語でのPRや海外市場との接点づくりが必要だと思います。

また、留学生や海外人材が地域企業と関わる機会を増やすことで、人材面での活性化にもつながります。インターンシップや企業見学などを通じて海外人材との交流を広げることは、北陸企業の将来的な海外展開にも繋がると考えています。

⑪北陸企業への就職を希望する後輩へアドバイスをお願いします。

まず自己分析をしっかりと行い、自分の強みや興味のある分野を理解しておくことが大切だと思います。

ただ、たとえ理想の仕事や憧れの企業に入社できたとしても、実際に働き始めると、想像していた姿とのギャップを感じる瞬間は必ずあります。それはとても自然なことで、誰にでも起こり得ることです。大切なのは、目の前のギャップや困難に落ち込んだり不満を抱いたりするのではなく、積極的に行動し、与えられた機会や環境を最大限に活用する姿勢だと思います。

⑫将来の夢を教えてください。

簡潔に言うと、将来は海外ビジネスの架け橋になりたいと考えています。中国だけでなく、さまざまな国と関わるビジネスにも携わりたいと思っています。

現在はAIツールが大きく進化し、機械翻訳によって言語の壁を越えることが容易になりました。しかし、ビジネスにおけるコミュニケーションでは、単なる言語理解だけでなく、その国固有の文化や価値観、交渉のスタイル、人の言葉の裏にある微妙なニュアンス、さらに組織内の力関係

といった非言語的な情報を読み取ることが欠かせません。また、ときには各国の政策や、交渉する双方の企業の利害関係を踏まえた調整が必要となる場合もあります。

こうした領域こそ、AIの時代においても人が担うべき海外ビジネスコンサルティングの価値であり、私が目指している姿です。

.....

(以下は企業さま向け質問)

⑬企業さまの求める人物像、留学生採用方針、育成方針について教えてください。

(人物像)

高いインテグリティを備え、当社の企業理念・ブランド理念に共感している人材。当社と同じ志を持ち、人々の生活や社会をより良いものにするために、共に歩むことのできる人材を求めます。

(採用方針)

国籍に関わらず、上記人材像と合致し、地域社会のために高い付加価値を提供していく人材を採用します。

(育成方針)

両利きの経営を実現するため、地域に価値を提供し事業戦略を実現・発展させていくためのプロフェッショナル人材を育成します。

⑭働いている方のキャリアビジョン（将来の理想像、理想の働き方や生き方など）について、どのようにお考えですか？

キャリア型人事制度では、「キャリアは会社から与えられるものではなく、自ら選択するもの」

と捉え、個々人のキャリア自律を促し、社員が成長するための人材育成を中心に捉えています。

地域社会へ付加価値を提供しクオリティ向上していくために、自分に何ができるのか、どのような学びが必要なのか等を社員自らが考え、主体的に行動し、地域社会と協業・協創してサービスの向上を図ります。

⑮留学生を採用するに際して、どのようなご苦労がありましたか？

特にありません。

⑯留学生は会社にとってどのような存在ですか？ また、留学生にどのようなことを期待されておられますか？

- ・日本、北陸と海外を当社サービス等で繋いでいく役割
- ・多様な文化を当社に取り込み、多様な人材が活躍する組織を生み出す

⑰上司としてのお立場から、ご本人の活躍振りやご本人に期待している内容を一言お願いします。

日本語の能力に優れているだけでなく、高いコミュニケーション能力を有しており、自身の役割を的確に果たしつつ、チームメンバーと円滑に連携しながら業務を推進しています。特に海外案件においては、その強みを発揮し、クライアントと積極的にコミュニケーションを図ることで、高い信頼を獲得しています。新しい業務にも臆することなく真摯に取り組む姿は、周囲のメンバーにも良い影響を与えており、今後の更なる成長を期待しています。

⑱企業概要

会社名：株式会社CCイノベーション

本社所在地：石川県金沢市広岡2丁目12番6号

設立日：2021年6月10日

代表者：竹内 均

資本金：3億7千5百万円

従業員数：176名（海外現法含む）

事業概要：経営戦略策定、事務効率化、ICT活用、人事制度・研修、事業承継・M&A、海外市場調査及び販路開拓などなど



友人と福井県立恐竜博物館に行ったときに撮った写真

えーじえっく日誌、今後の予定

● えーじえっく日誌 ●

2026年2月20日~2026年4月20日

			内 容	開催場所
2月20日	Warm TOPIC（ウォーム・トピック）	Vol.188発行	情報発信	—
3月31日	北陸AJEC 第76回企画部会		組織運営	金沢
4月9日-10日	2026年度 ベトナム政府高官との経済交流及び北陸企業の産業視察		組織運営	金沢・富山

● 今 後 の 予 定 ●

2026年4月20日現在

			内 容	開催場所
4月20日	Warm TOPIC（ウォーム・トピック）	Vol.189発行	情報発信	—
4月21日	韓国ビジネスセミナー（KOTRA名古屋館との連携事業）		組織運営	金沢
5月19日-20日	第58回日韓経済人会議		組織運営	東京
6月10日	2026年度 第1回 海外現地情勢報告セミナー ～インド～		情報発信	オンライン
6月16日	北陸AJEC 2026年度定期総会		組織運営	金沢

○ 事務局からのお知らせ

- ・ ホームページの「ヘッドラインコーナー」では、新聞の地方紙および全国紙等の情報媒体から、対岸諸国との経済交流に関する記事のタイトルを、国別（ロシア、中国、韓国・北朝鮮、台湾、その他）、時系列別に整理して掲載しております。
- ・ なお、同コーナーは、パスワード管理をしております。パスワードについては既に会員の皆様にはご連絡済みですが、不明な場合は北陸AJEC事務局までお問合せ願います。
- ・ また、同コーナーへのご意見・ご感想をお待ちしております。
《ホームページ・アドレス》 URL： <https://www.hokkeiren.gr.jp/ajec>

ウォームトピック Vol.189

発行日 2026年4月20日
発行者 北陸環日本海経済交流促進協議会
(略称：北陸AJEC)
金沢市片町2-2-15 北国ビルディング4階
Tel：076-231-5525 / 076-232-0472
Fax：076-262-8127
E-mail：ajec@hokkeiren.gr.jp
制 作 ヨシダ印刷株式会社
